

(ケース3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンエアドームを配備。

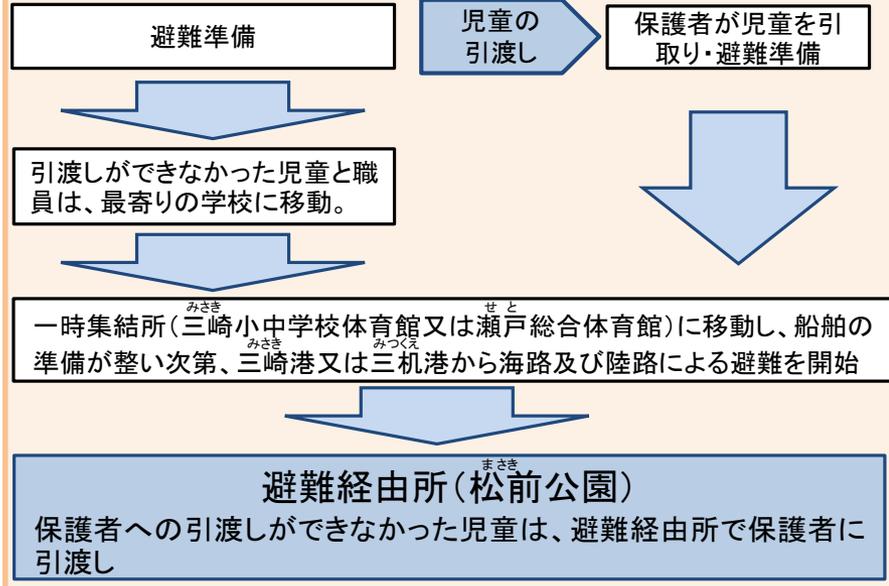
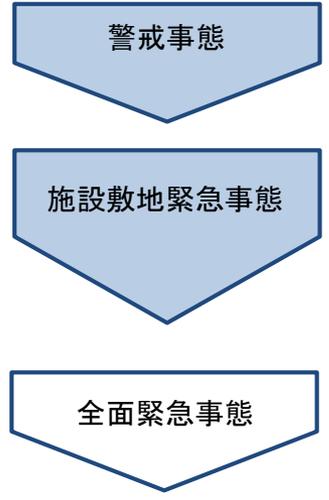
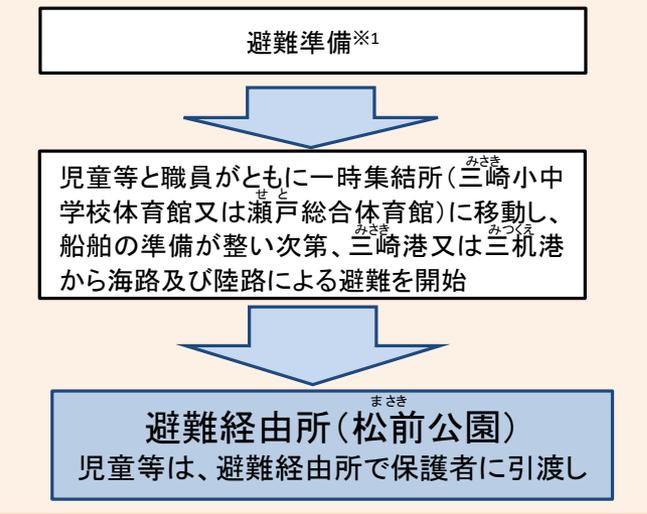


(ケ-3) 瀬戸地域の学校・保育所の海路避難

- 瀬戸地域の3つの小中学校の児童等(約80人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動。
- 瀬戸地域の保育所の児童(約20人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動の上、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動。
- 船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港に移動し、海路及び陸路により避難経路所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	25人	10人	35人
大久(おおく)小学校	19人	7人	26人
瀬戸(せと)中学校	34人	12人	46人
合計(3施設)	78人	29人	107人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	12人	6人	18人
大久(おおく)保育所	11人	5人	16人
合計(2施設)	23人	11人	34人



※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施
 ※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

(ケ-3) 三崎地域の学校・保育所の海路避難

- 三崎地域の3つの小中学校及び高等学校の児童等(約180人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 三崎地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動の上、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 船舶の準備が整い次第、三崎港に移動し、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三崎(みさき)小学校	39人	14人	53人
三崎(みさき)中学校	32人	12人	44人
三崎(みさき)高等学校	108人	26人	134人
合計(3施設)	179人	52人	231人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三崎(みさき)保育所	30人	13人	43人
合計(1施設)	30人	13人	43人

避難準備※1

児童等と職員がともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)
児童等は、避難経由所で保護者に引渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

避難準備

児童の引渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動。

一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)
保護者への引渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施

※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

(ケ-33) 学校・保育所の避難先・避難ルート

➤ 国道197号がPAZの境界で通行不可となった場合、瀬戸地域及び三崎地域の学校及び保育所（引渡しができなかつた児童）の児童等については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経路所（松前公園）に移動し、保護者への引渡しを実施。



(ケ-33) 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設の海路避難

- ▶ 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設(3施設約121人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

避難元施設

<予防避難エリア(瀬戸地域)3施設>

避難先施設

<放射線防護対策施設>

番号	施設名	施設種別	入院定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゆ	介護老人福祉施設	45人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	10人

計93人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
3	よろこび大久	認知症対応型共同生活介護	9人

計9人



番号	施設種別	市町名	受入見込数
1	医療機関101施設で合計2,829人の受入が可能		

番号	施設種別	施設種別	受入見込数
2	介護老人福祉施設等	まつやまし 松山市(4施設)	93人
		いよし 伊予市(1施設)	
		まさきちょう 松前町(1施設)	

計93人

番号	施設種別	市町名	受入見込数
3	有料老人ホーム	まつやまし 松山市(1施設)	9人

計9人

※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは放射線防護対策施設内で屋内退避

※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整し、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、三崎(みさき)港又は三机(みつぐえ)港に移動の上、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後、三崎(みさき)港又は三机(みつぐえ)港に移動の上、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた95避難先施設へ避難

- 三崎地域の社会福祉施設(1施設約50人)について、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

<予防避難エリア(三崎地域) 1施設>

避難元施設			
<放射線防護対策施設>			
番号	施設名	施設種別	入所定員数
1	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人
			計47人



避難先施設		
施設種別	市町名	受入見込数
介護老人保健施設 等	東温市(2施設)	48人
		計48人

※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは放射線防護対策施設内で屋内退避

- ※2 避難準備完了後、三崎港に移動の上、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※3 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後、三崎港に移動の上、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難